第100回 神戸市個人情報保護審議会

新型コロナウイルス感染症等情報把握・ 管理支援システムの導入について

(健康局)

神健保予第985号令和2年6月24日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムの導入について (条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

担当:健康局保健所予防衛生課

新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムの導入について (条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【新型コロナウイルス感染症状患者に関する情報】

- 当該システムにて取り扱う情報項目
 - 基本情報

▶個人基本情報

受付年月日、姓名(漢字)、姓名(フリガナ)、生年月日、年代、性別、国籍、住所、管轄保健所、連絡先電話番号、メールアドレス、職業、勤務先/学校情報、緊急連絡先、濃厚接触者の場合は契機となった感染者の方の ID

▶◎福祉部門との連携の要否

障害/生活保護/保育者確保/介護者確保/その他(自由記載)の分類

▶同居者情報

高齢者、基礎疾患のある者、免疫抑制状態である者、妊娠中の者、医療従事者と同居しているかどうか

▶メモ欄

- ・ 検査・診断に関する情報
 - ▶問診関連情報

問診年月日、診断医療機関名、医療保険証被保険者番号、◎症状

▶◎基礎疾患の有無 等

呼吸器疾患(COPD等)、糖尿病、高血圧、脂質異常症、脳血管疾患、認知症、 その他の基礎疾患(自由記載)、服薬中の薬剤(薬剤名)、免疫抑制剤使用・ 抗がん剤使用・透析治療中・妊娠・喫煙関連情報(妊娠数、喫煙開始年齢・ 1日の本数)

- ▶◎その他特記事項
- ➤ ◎過去の入院に関する情報 コロナ関連で過去に入院した等
- ▶◎検査記録

検体採取年月日、検査実施機関(外来名等)、連絡予定年月日、結果判明年月日、検査機関名、検体材料の種別、検査方法、行政検査かどうか、検査結果、他の菌・ウイルスに関する検査結果(インフルエンザ/RS ウイルス/アデノウイルス/肺炎球菌/レジオネラ/ヒトメタニューモ/ライノウイルスほか)

> ◎ 発生届情報

医療機関名・医師名、診断(検案)した者(死体)の類型、氏名、性別、生 年月日、年齢、職業、住所、電話番号、保護者氏名、保護者住所、保護者電 話番号、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、感染したと推定される年月日、発病年月日、死亡年月日、感染原因・感染経路・感染地域、その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

・ 措置等の情報

▶◎入院情報

入退院年月日、入院先医療機関名・医師名、症状関連(急性呼吸窮迫症候群かどうか、)、胸部 X 線所見、胸部 CT 所見、ICU 入室状況、人工呼吸器、ECMO 使用状況、退院等の転帰情報(退院/死亡(死亡年月日・死因))

▶居所情報

自宅、医療機関、宿泊療養施設、社会福祉施設、その他(自由記載)の区分 ▶◎健康観察情報

日付、時間、体温、表情・外見、咳・鼻水、息苦しさ、全身倦怠感、 嘔気・嘔吐、下痢、意識障害、食事困難、排尿がない、医師所見

▶連絡先情報

緊急搬送先医療機関や、かかりつけ医療機関、健康フォローアップを実施する機関(委託している場合)等

- ▶待機解除連絡年月日
- ▶◎重症度
- 積極的疫学調查関連情報
 - ▶行動歷

行動日付(日時/時間/場所/当該場所の電話番号)とその際の接触者

▶接触者情報

氏名、連絡先、連絡が付いたかどうか、濃厚接触に該当するかどうか

▶感染リンクの有無

感染経路の確定/推定/不明の別

▶感染経路情報

感染地域(都道府県、市町村)、感染場所(施設区分)、場所の名称

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国内の患者数の増加により事務量が増加しているほか、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、患者の居所が多様化してきている。加えて、感染拡大に対応するため、行政検査に関する業務や自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務等を委託する可能性もあり、より多くの様々な関係者が対策に携わるようになっている。また、今後の感染拡大状況によっては、広域調整の必要性が高まることも想定される。

こうした中、より効率的に患者等に関する情報を収集し、市域の関係者あるいは必要に応じて市域外の関係者の間で共有できるようにするため、厚生労働省主導の下、新たな情報把握・管理システム(以下「HER - SYS」)を導入することとなった。加えて、患者数の増加や患者を取り巻く環境が複雑化する中で、国による保健所等に対する照会が、保健所等の事務負担になっているとの指摘もあり、HER - SYSの活用により当該事務負担の軽減を図ることも目的としている。

なお、HER - SYS稼働後、新型コロナウイルス感染症については発生届の報告について、国立感染症研究所が運営する感染症サーベイランスシステム(以下「NESID」)への入力は行わず、HER - SYSへの入力によって行うことになる。

2. 概要

HER - SYS は、インターネットを経由してクラウド上に情報を集積するシステムで、インターネット接続環境があればシステム開発やアプリのダウンロードを行うことなく利用することができる。

保健所、都道府県調整本部等の関係機関 において同時に情報の入力・閲覧を行え、PCR 検査情報の管理、発生届情報の管理、濃厚接触者情報の管理、感染者情報(居所・重症度等)の管理、関係保健所・都道府県調整本部等関係機関間での情報共有、入力情報を基にした公表資料や統計資料の作成が可能となる。

また、濃厚接触者や患者本人が自らの健康状態をスマートフォン等からログインし、定型の入力画面で報告することができ、保健所等においてはグラフ等で視覚化された形で入力された情報を確認できる。

なお、入力・閲覧の権限管理は、本システムを利用するために振り出す ID によって管理する。

3. 事務の流れ

① 新たな感染疑い者が発生した際、「帰国者・接触者外来等」の職員が感染者の個人情報(フリガナ、氏名、生年月日等)の聞き取りを行い、登録を行う(または「保健所職員」が代行登録)。

- ② PCR 検査結果が判明すれば、検査結果を「帰国者・接触者外来等」の職員が 登録を行う(または「保健所職員」が代行登録)。
- ③ PCR 検査結果にて陽性と判定された場合、発生届を「帰国者・接触者外来等」の職員が登録を行う(または「保健所職員」が代行登録)。 なお、HER - SYS において医療機関が発生届の内容を入力した場合には、感染症法第12条に基づく発生届がなされたものとして取り扱う予定である。
- ④「保健所職員」が、発症日までの過去 2 週間の居所/行動履歴を、感染者から 面接・電話等で聞き取りを行い、入力を行う。
- ⑤「保健所職員」が、感染者の同居者/接触者情報について電話等で聞き取りを 行い、入力を行う。
- ⑥「保健所」にて、感染者本人や濃厚接触者が健康観察票にアクセスするために 必要な情報が記載されたリーフレットを感染者等に渡す。
- ⑦ 宿泊療養施設または自宅療養中の感染者・濃厚接触者が自ら健康観察票を 入力する(感染者・濃厚接触者が入力不可能な場合、「保健所」または「宿泊療 養施設」の職員が電話等で聞き取った内容を代理入力)。
- ⑧ 感染者が医療機関に入院した場合、入退院日、重症度などを、「帰国者・接触者外来等」または「入院医療機関等」の職員が入力を行う(または「保健所職員」が代行入力)。

4. 効果

- (1) 保健所、保健所設置自治体の保健所以外の部門、都道府県、国、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む医療機関、関係業務を受託している都道府県医師会・地区医師会の間で、各機関の必要な情報に限定して情報共有が即時に行えるようになり、さらに効果的な施策を講ずることが可能になる。
- (2) 保健所から都道府県、国への報告事務や国から都道府県等への問い合わせなどの事務が大幅に減少する。
- (3) これまで FAX で実施してきた発生届の誤送信による個人情報の漏洩リスクを回避 することができる。

5. 実施計画

令和2年7月~ 運用開始(できる限り早期の運用開始を目指す)

6. 個人情報保護対策

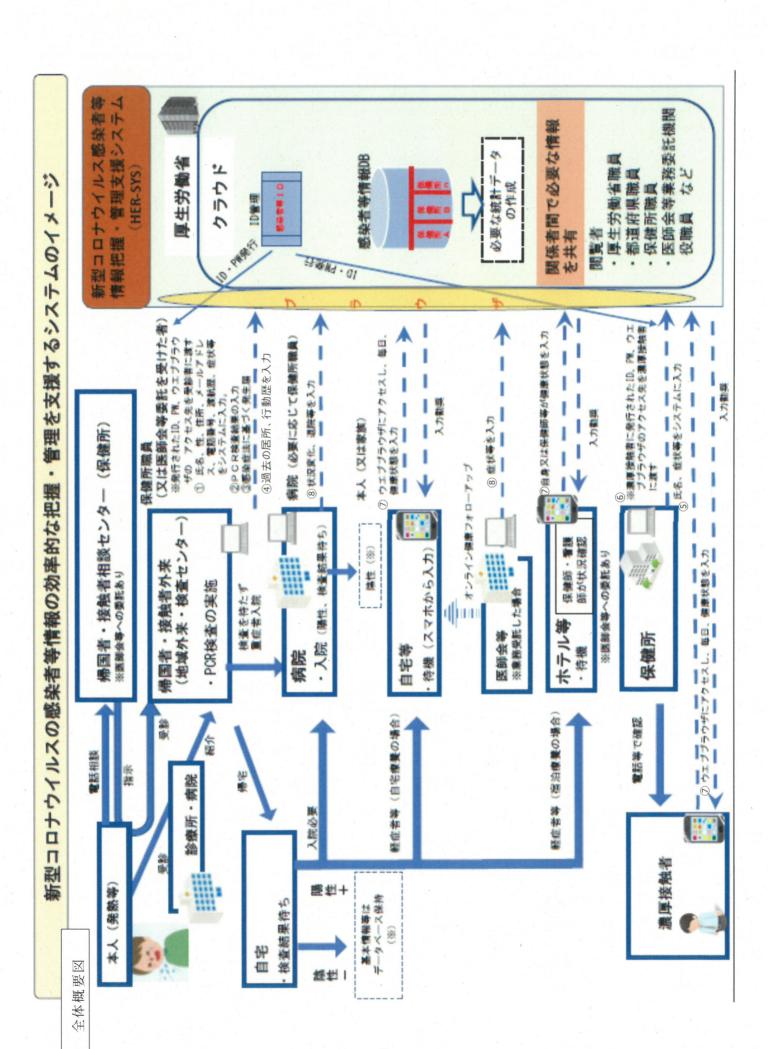
「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティーポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。また、検査等の委託先に対しては、締結する委託契約約款に個人情報等の保護に関する事項を盛り込み、前記条例の趣旨を徹底させる。利用者(接触者)に対しては、厚生労働省作成の利用者向け案内により、情報の利用方法等について明示する。

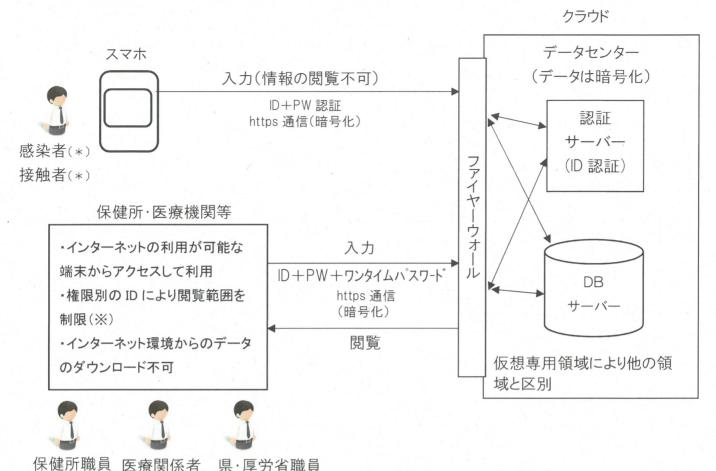
(1) システム上の保護

- (ア) 政府統一基準等のポリシーや IPA(独立行政法人情報処理推進機構)のガイドライン等についての準拠性を第三者機関により確認。
- (イ) Web サイトの構造はネットワークについては TLS1.2 以上のみとするほか、バーチャルネットワーク(クラウド上の仮想専用領域)を構築するとともに、個人情報をダウンロード不可としている。
- (ウ) システムに入力・閲覧する際には、ユーザーID、パスワードに加えてワンタイム パスワード(電話通信を用いる)を発行し、2段階の認証を行うことで多要素認 証を実装する。また、データの暗号化も講じている。
- (エ) 各機関に払い出す ID によって、利用できる情報が限定されており、各機関では必要な情報のみ閲覧・編集が可能となっている。

(2) 運用上の保護

- (ア) ID・パスワードの管理を厳格に行い、業務終了、離席・帰宅時はサインアウト (ログアウト) する。
- (イ) 適切に管理されていることを確認するために、本市は利用機関等に必要に応 じて、報告を求める。
- (ウ)個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及 び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。





体性// 城县 医療医尿石 宗 序刀有明

(*)

- ・保健所職員:自らが管轄する感染者等について、全ての項目の入力・閲覧が可能。
- ・保健所設置自治体本庁部門(都道府県調整本部等)職員:当該都道府県域内に所在する保健所が管轄する感染者等について、全ての項目の閲覧と居所情報の入力が可能。
- ・医療機関(外来、入院医療機関):自院の検査対象者や入院患者の検査や診断情報のみ入力・閲覧が可能(行動歴は入力・閲覧不可)。
- ・健康フォローアップ業務受託機関や宿泊療養施設:健康フォローアップ対象者や宿泊者の健康観察関連項目のみ入力・閲覧が可能(感染経路や行動歴、居所情報は入力・閲覧不可)。
- *濃厚接触者や患者本人はスマートフォン等を通じて健康状態を入力できるが、入力結果は閲覧不可。

〇〇保健所



新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ~スマートフォン等での入力をお願いします~

健康状態の入力方法

- ① ご自身のスマートフォンからQRコード、又は、URLを読み込んでください。
- ② 初回のログインには、電子メールアドレスおよび保健所からお知らせした6桁 ID が必要となり ます。別紙(新規登録ガイド)を参考としてください。
- ③ 1 日 回、健康状態を入力ください。

1) QR =- F

②ログイン画面



③入力画面



次の場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください。

・濃厚接触者の方: 咳や発熱がある場合

・感染者・PCR検査結果待ちの方: 以下の緊急性の高い症状

緊急性の高い症状

※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情•外見	・顔色が明らかに悪い※ ・唇が紫色になっている ・いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

〇〇保健所

I D

緊急連絡先:****-****

健康観察について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方、感染が疑われる方(PCR検査結果待ちの 方)、感染している可能性がある方には、健康状態の確認をお願いしています。
- 健康状態をスマートフォン等から御報告いただくことによって、電話等で御確認させていただく場 合より迅速に、健康状態の変化を把握でき、適切な対応へつなげることが可能となります。
- 安心してお過ごしいただくためにも、是非、健康状態の確認と、スマートフォン等での入力をお願 いします。
- 入力いただいた健康状態に応じて、また、入力いただいていない場合や、個別にご確認させて いただきたいことがある場合に、保健所の職員や、保健所から業務委託を受けた者から、個別 に電話等で連絡させていただくことがあります。

入力いただいた情報の取扱いについて

- 〇健康状態の調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法) に基づき、保健所を設置する都道府県や市・特別区が実施しています。皆様による健康状態の 入力は、同調査への回答と位置づけられます。保健所を設置する都道府県や市・特別区は、同 調査により収集した情報を感染症法に基づき国(厚生労働省)に報告することとされています。
- 〇入力いただいた情報は、国(厚生労働省)が運営する「新型コロナウイルス感染者等把握・管理 支援システム」において管理されるとともに、感染症法に基づく業務を行う都道府県、市・特別 区、厚生労働省の職員や、都道府県や市・特別区から健康状況の把握等の業務の受託した関 係機関(地域の医師会等)に、それぞれの業務の実施に必要な範囲内で(※)共有されます。
 - ※例えば以下のような場合が想定されます。 ・療養中の健康状態に関する情報を健康フォローアップを行う医師等に共有
 - ・受診した帰国者・接触者外来と療養先(自宅やホテル)の管轄の保健所が異なる場合の保健所間の
 - ・入院病床数や宿泊施設数の調整等に必要な地域内の患者数の推移等のデータの作成に活用
- 〇また、国(厚生労働省)は、「新型コロナウイルス感染者等把握·管理支援システム」に蓄積された 情報を活用して、新型コロナウイルス感染症の発生状況等の統計を作成し公表します。また、統 計情報をもとに、新型コロナウイルス感染症の研究に役立てます(この統計は全国や地域毎の 感染者数等のデータであり、個人が特定される情報は含みません。)。
- 〇入力いただいた情報は、上述の利用用途を含む感染症法に基づく業務の遂行その他の新型コロ ナウイルス感染症対策に係る業務以外の目的に利用されることはありあせん。
- 〇国(厚生労働省)が「新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム」で管理する情報のう ち、個人が特定できる情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に 基づき、開示、訂正、利用停止を行うことができます。

システムにおける個人情報の取扱いに関する問い合わせ先 厚生労働省健康局結核感染症課

電話:03-3595-2263